



佐用町

- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に発生する水深を示した図です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、公称流量の「2基本事項」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河川及び洪水調節施設の整備状況を勘査して、想定し得る規模により「2基本事項」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションにおいては、「2基本事項」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫もシミュレーションの前提となる降雨による規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項
- (1) 作成主体 兵庫県
 - (2) 指定年月日 令和元年 月 日
 - (3) 指定水防施設 河川水防第38号第1項
 - (4) 条例指定河川 千種川水系高瀬川、加屋川、加屋川排水路、新川、長谷川、矢野川、小川、越下川、神川、高田川、安谷川、桑ヶ原川、野野川、大谷川、稲谷川、形屋川、カサツ川、岩木川、福野川、新屋川、大田川、新山村、新山、杉山、大池川、徳川、家山、山田川、江川、西河内川（佐用川支川）、渡川、東谷川、東谷川、長谷川（佐用川支川）、庵川、滝谷川（佐用川支川）、長谷川、滝谷川、大下川、徳谷川、真島川、本薬川、鎌倉川、鎌倉川、新谷川、新谷川（佐用川支川）、二谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、徳島谷川、矢野川（志文川支川）、西山川、岩野川、河内川、西河内川（千種川上流）（指定水防施設：西河内橋長巻）
 - (5) 関係河川 佐用川、定川
 - (6) 関係河川 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、赤粟市
 - (7) その他の計算条件
 - ① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で治水・治水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を算出しています。そのため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水防が治水・治水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
 - ② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区域においては、氾濫となる水位に達した時点で堤防が破綻せず、堤防が無い区域においては浸水を定めたときの氾濫計算結果に基づき算出しています。
 - ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザ測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形に大きな影響が及ぼさない場合があります。
 - ④ 洪水浸水想定区域は、計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、基礎高で浸水（道路や鉄道等の施設）を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

- 凡 例
- 浸水した場合に想定される水深（ランク別）
 - 0.5m未満の区域
 - 0.5m以上3.0m未満の区域
 - 3.0m以上5.0m未満の区域
 - 5.0m以上10.0m未満の区域
 - 10.0m以上20.0m未満の区域
 - 市町境界
 - 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川